

ACCOMMODATION CONTRACTS

宿泊約款

第1条 適用範囲

- 当社が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、本宿泊約款の規定するところによるものとし、本宿泊約款に規定のない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
- 当社が本宿泊約款の趣旨、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じた場合、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

第2条 宿泊契約の申し込み

- 当社に宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当社に申し出ていただきます。
 - ①宿泊客の氏名及び人数
 - ②宿泊日及び到着予定時刻
 - ③宿泊料金(原則として別表第1の基本宿泊料によります。)
 - ④その他当社が必要と認める事項
- 宿泊客が宿泊期間中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当社は、その申し入れがなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

第3条 宿泊契約の成立

宿泊契約は、当社が前条第1項の申し込みを承諾した時点で成立するものとします。

第4条 申込金

- 前条の規定により宿泊契約が成立した場合、宿泊期間の宿泊料金等(以下「申込金」といいます。))を、当社が指定する日までにお支払いいただきます。
- 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金等に充当し、第7条及び第21条の規定を適用する事態が生じた場合は取消料に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第15条第2項の宿泊料金等の支払いの際に返還します。
- 申込金を第1項の規定により当社が指定する日までにお支払いいただけない場合、宿泊契約は、その効力を失うものとします。但し、申込金の支払期日を指定するに当たり、当社がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

第5条 申込金の支払いを要しないこととする特約

- 前条第1項の規定にかかわらず、当社は、申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
- 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当社が申込金の支払いを求めなかった場合及び申込金の支払期日を指定しなかった場合、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

第6条 宿泊契約締結の拒否

当社は、次に掲げる場合、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- ①宿泊契約の申し込みが、本宿泊約款によらない場合
- ②満室(員)により客室の余裕がない場合
- ③天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができない場合
- ④都道府県が、条例で規定する事由に該当する場合
- ⑤宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗、宿泊約款、ホテル利用規則、その他当社が規定するものに反する言動をした場合、又はそのおそれがあると認められる場合
- ⑥宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められる場合
- ⑦宿泊しようとする者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係団体又は関係者、その他の反社会的勢力であると認められる場合
- ⑧宿泊しようとする者が、暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人、その他の団体であると認められる場合
- ⑨宿泊しようとする者が、法人で、その役員のうち暴力団員に該当する者があると認められる場合
- ⑩宿泊しようとする者が、当社若しくは当社従業員に対し、暴力的要求行為、違法行為を行った場合、若しくは合理的範囲を超える負担を要求した場合、又はそのおそれがあると認められる場合
- ⑪宿泊しようとする者が、他の宿泊客に迷惑を及ぼした場合、若しくは他の宿泊客に迷惑を及ぼす言動をした場合、又はそのおそれがあると認められる場合
- ⑫宿泊しようとする者に支払い能力がないと明らかに認められる場合
- ⑬宿泊しようとする者が、当社に対し支払債務を負っている場合
- ⑭宿泊しようとする者が、第2条第1項の事項につき、偽った場合

第7条 宿泊客の宿泊契約解除権

- 宿泊客は、当社に申し出て、宿泊契約を解除できます。
- 当社は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合、当社が別途規定する取消料を申し受けます。
- 当社は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後10時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しない場合、その宿泊契約は、宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

第8条 当社の宿泊契約解除権

- 当社は、次に掲げる場合、宿泊契約成立後、チェックイン前か宿泊期間中かを問わず、宿泊契約を解除し、解除時以降のご利用をお断りすることがあります。
 - ①第2条第1項の事項又は第9条第1項の事項につき、偽りであることが判明した場合
 - ②第4条第1項の規定により、当社が申込金の支払いを請求し、宿泊客から期限までにその支払いがない場合
 - ③第6条第3号から第13号までに該当することになった場合
 - ④第10条第1項の規定により、保証金の支払いを請求した場合において、その支払いがない場合
 - ⑤第15条第2項の規定により、宿泊料金等を請求した場合において、その支払いがない場合
- 当社は、前項の規定により宿泊契約を解除した場合、宿泊客がまだ提供を受けていないサービス等に関する宿泊料金等は、申し受けません。その宿泊契約についてすでに收受した申込金及び保証金があれば精算します。

第9条 宿泊の登録

- 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
 - ①宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業
 - ②外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
 - ③出発日及び出発予定時刻
 - ④その他当社が必要と認める事項
- 宿泊客が第15条第1項の宿泊料金等の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとする場合、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。
- 宿泊客が第1項第2号の事項を登録する場合、宿泊客名簿の記載の正確を期するため、旅券の写しをとらせていただきます。

第10条 保証金

- 前条の規定によるチェックイン手続きの際、宿泊期間の宿泊料金等(以下「保証金」といいます。))を、お支払いいただきます。
- 保証金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金等に充当し、第7条及び第21条の規定を適用する事態が生じた場合、取消料に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第15条第2項の宿泊料金等の支払いの際に返還します。

宿泊約款

Terms and Conditions for Accommodation Contracts

第11条 保証金の支払いを要しないこととする特約

- 前条第1項の規定にかかわらず、当社は、保証金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
- チェックイン手続きの際、当社が保証金の支払いを求めなかった場合、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

第12条 客室の使用時間

- 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、別表第2に規定するとおりとします。但し、連続して宿泊する場合、到着日及び出発日を除き、終日使用できます。
- 当社は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合、当社が別途規定する追加料金を申し受けます。

第13条 ホテル利用規則の遵守

宿泊客は、当ホテル内においては、当社が別途規定する「ホテル利用規則」に従っていただきます。

第14条 営業時間

当ホテル内のレストラン及び付帯施設の詳しい営業時間は、パンフレット、当ホテル内の掲示、インターネット等でご案内いたします。

第15条 宿泊料金等

- 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に規定するとおりとします。
- 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の支払い方法は、通貨又は当社が認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により、次に掲げる場合、フロントにおいて行っていただきます。
 - ①宿泊客が出發する場合
 - ②宿泊日数が4日を超える場合、4日毎
 - ③未精算の宿泊料金等が20,000円を超え、当社が請求した場合
 - ④その他当社が請求した場合
- 当社が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金等を申し受けます。

第16条 当社の責任

当社は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えた場合、その損害を賠償します。但し、それが天災地変、戦争、暴動、内乱、法令の制定改廃、裁判所又は行政による命令処分、争議行為等当社の責めに帰すべき事由によるものでない場合、この限りではありません。

第17条 契約した客室の提供ができない場合の取扱い

- 当社は、宿泊客に契約した客室を提供できない場合、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。
- 当社は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができない場合、取消料相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は、損害賠償額に充当します。但し、客室が提供できないことについて、当社の責めに帰すべき事由がない場合、当社は、補償料を支払いません。

第18条 寄託物等の取扱い

- 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、不可抗力以外の事由により滅失、毀損等の損害が生じた場合、当社は、その損害を賠償します。但し、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の申告のなかったものについては、当社は50,000円を限度としてその損害を賠償します。
- 宿泊客が当ホテル内にお持込になった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当社の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じた場合、当社は、その損害を賠償します。但し、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の申告のなかったものについては、当社に故意又は重過失がある場合を除き、当社は50,000円を限度としてその損害を賠償します。

第19条 宿泊客の手荷物又は携帯品の保管

- 宿泊客の手荷物が宿泊に先立って当ホテルに到着した場合、その到着前に当社が了解したときに限って責任をもって保管し、チェックイン手続きの際お渡しします。
- 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合、発見日を含め1ヶ月保管し、その後は法令に従い取り扱います。
- 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当社の責任は、第1項の場合においては前条第1項の規定、前項の場合においては同条第2項の規定を準用します。

第20条 駐車場の責任

宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両の鍵の寄託の如何にかかわらず、当社は、場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。

第21条 宿泊客の責任

宿泊客の故意又は過失により当社が損害を被った場合、宿泊客は、当社に対しその損害を賠償していただきます。

第22条 免責事項

- 当ホテル内からのコンピュータ通信のご利用に当たっては、宿泊客ご自身の責任にて行うものとします。コンピュータ通信中のご利用中にシステム障害その他の理由によりサービスが中断し、その結果宿泊客がいかなる損害を受けた場合においても、当社は、一切の責任を負いません。
- 宿泊客のコンピュータ通信のご利用により、当社又は第三者が損害を被った場合、宿泊客は、当社又は第三者に対しその損害を賠償していただきます。

第23条 利用客への準用

宿泊客以外の当ホテル利用客についても、本宿泊約款を準用します。

第24条 ホテル利用システム

本宿泊約款に規定するものの他、当ホテルご利用については、当社が別途規定する「利用規程」及び「ホテル利用システム」によるものとします。

第25条 裁判管轄及び準拠法

本宿泊約款による宿泊契約及びこれに関連する契約に関して生じる一切の紛争については、専ら当社の所在地を管轄する日本の裁判所において、日本の法令に従い解決されるものとします。

別表第1 宿泊料金等の内訳(第2条第1項及び第15条関係)

		内 訳
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	①基本宿泊料(室料(又は室料+宿泊に付随する飲食料))
	追加料金	②追加飲食料(①に含まれるものを除く) ③サービス料(②×10%) ④付帯施設利用料
	税金	⑤消費税 ⑥入湯税(温泉地のみ) ⑦宿泊税(導入都道府県および市町村が定める金額)

別表第2 客室の使用時間(第12条第1項関係)

東京ベイコート倶楽部	午後2時～翌朝12時(メンバー) 午後3時～翌朝12時(ゲスト)
エクシブ	午後3時～翌朝11時
リゾートピア	午後3時～翌朝11時
サンメンバーズ	
トラスティ	
サンプレックス	
ザ・ロτζ	